

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人東京海洋大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬の業績の反映のさせ方については、役員報酬規則第8条第5項に基づき、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で増額・減額できることとしているが、特に考慮すべき事項がなかったため、役員報酬に対して業績の反映は行わなかった。

東京海洋大学は、「国内唯一の海洋系大学」として、本学の理念である人類社会の持続的発展に資するための、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行っており、大学改革プランの策定、ミッションの再定義等を基盤として組織改革、入試改革、国際化、地域連携等の取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、東京海洋大学の学長は、職員数約450名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

これらを踏まえ、東京海洋大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、法人化以降後における学長の職務内容の特性は法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものであるとしている。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 特に改定は行わなかった。 }

理事 { 特に改定は行わなかった。 }

理事(非常勤) { 特に改定は行わなかった。 }

監事 { 特に改定は行わなかった。 }

監事(非常勤) { 特に改定は行わなかった。 }

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	16,981	10,943	4,364	1,918 (地域) 45 (通勤)			
A理事	14,715	9,030	3,698	1,625 (地域) 361 (通勤)			
B理事	14,515	9,015	3,698	1,625 (地域) 177 (通勤)			
C理事	14,549	9,030	3,698	1,625 (地域) 195 (通勤)			
D理事 (非常勤)	2,280	2,280	0	0 ()			
A監事 (非常勤)	1,824	1,824	0	0 ()			
B監事 (非常勤)	1,824	1,824	0	0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長							
A理事							
B理事							
C理事							
D理事 (非常勤)							
A監事							
B監事 (非常勤)							

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学にて決定された当初予算の範囲内で運用。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 職員の給与水準を社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告等を勘案し、決定している。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 本学が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて現に受けている給与の昇給、昇格、降格及び賞与時期（6月、12月）における勤奨手当の支給割合の増減を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤奨手当 (査定分)	6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれの在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの支給割合を決定する。（国家公務員の給与制度に準拠）
昇給	1月1日を基準日とし1年以内の期間を良好な成績で勤務したものに対して昇給を行うことができるとし、その号給数は勤務成績に応じて決定する。（国家公務員の給与制度に準拠）
昇格・降格	昇格：特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経験年数を有している者は、上位の職務の級に決定することができる。（国家公務員の給与制度に準拠） 降格：勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。（国家公務員の給与制度に準拠）

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

〔 国家公務員の給与法改正に準拠し、
(平成25年4月1日)
・ 若手職員の号給調整

平成25年4月1日において下記に該当する職員は1号給上位の号給に調整する
・ 31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年、平成20年、平成21年の昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
・ 37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年、平成20年、平成21年の昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員 〕

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 368	歳 47.2	千円 7,636	千円 5,735	千円 119	千円 1,901
事務・技術	人 119	歳 43.9	千円 5,939	千円 4,520	千円 133	千円 1,419
教育職種 (大学教員)	人 188	歳 49.8	千円 9,032	千円 6,723	千円 146	千円 2,309
海事職種	人 22	歳 45.2	千円 7,604	千円 5,771	千円 8	千円 1,833
海技職種	人 35	歳 44.4	千円 5,994	千円 4,599	千円 7	千円 1,395
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 3	歳 52.5	千円 6,007	千円 4,504	千円 43	千円 1,503
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
	人 22	歳 63.7	千円 4,593	千円 3,899	千円 179	千円 694
事務・技術	人 5	歳 62.9	千円 4,299	千円 3,659	千円 179	千円 640
教育職種 (大学教員)	人 9	歳 64.5	千円 5,395	千円 4,519	千円 182	千円 876
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
海技職種	人 6	歳 63.0	千円 4,014	千円 3,478	千円 233	千円 536
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 9	歳 40.8	千円 3,587	千円 2,781	千円 162	千円 806
事務・技術	人 9	歳 40.8	千円 3,587	千円 2,781	千円 162	千円 806

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：医療職種（病院医師）及び医療職種（病院看護師）については該当者なしのため省略

注：常勤職員の教育職種（外国人教師等）及び任期付職員の教育職種（大学教員）、再任用職員の技能・労務職種、その他医療職種（看護師）については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

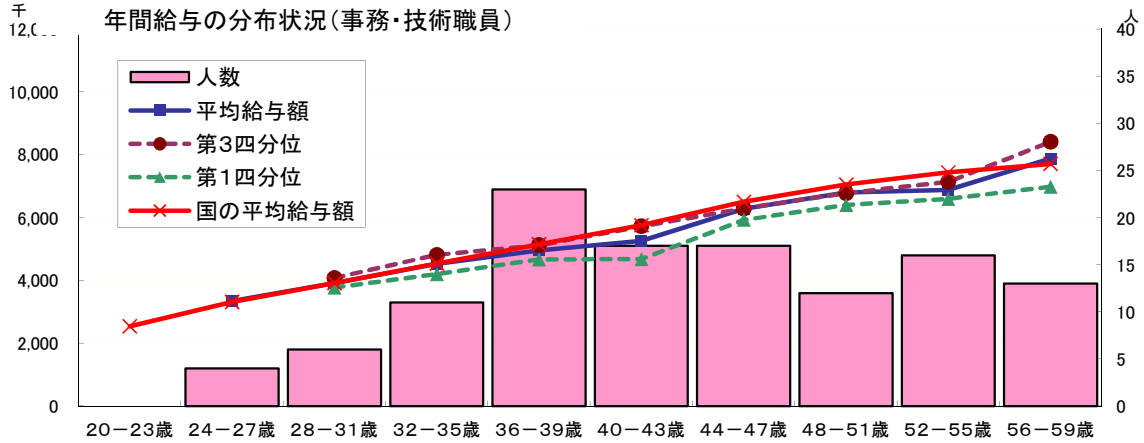
注：「技能・労務職種」とは、自動車運転手、守衛を示す。

注：「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

注：「海技職種」とは、船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

② 年間給与の分布状況〔(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

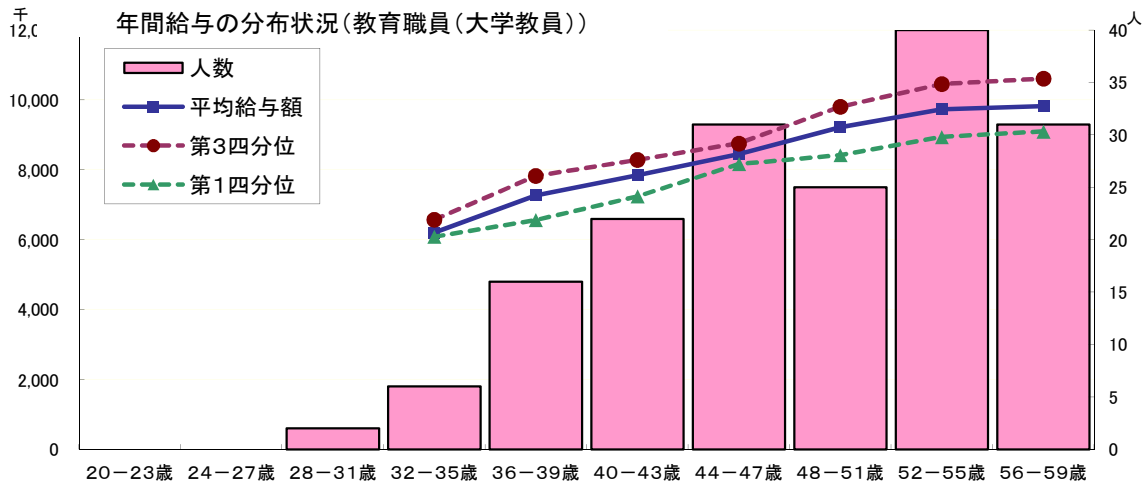


注:年齢24-27歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
局長	1						
部長	1						
課長	11	54.2	7,939	8,251	8,414		
課長補佐	11	53.5	6,780	6,936	7,140		
係長	58	45.2	5,535	5,921	6,430		
主任	7	39.1	4,575	4,764	5,071		
係員	30	34.3	4,038	4,247	4,649		

注:局長、部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢、年間給与の平均額、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注:年齢28-31歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	76	55.3	9,895	10,285	10,627		
准教授	77	46.9	8,181	8,453	8,867		
講師	1						
助教	25	40.3	6,545	6,759	6,960		
助手	9	55.4	6,749	6,778	7,038		

注:講師の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢、年間給与の平均額、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員 常勤職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 専門職員	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	119 人	8 人 (6.7%)	23 人 (19.3%)	49 人 (41.2%)	23 人 (19.3%)	8 人 (6.7%)
年齢(最高 ～最低)		42～24 歳	52～29 歳	53～35 歳	59～48 歳	59～54 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,450～ 2,448 千円	4,027～ 2,888 千円	4,992～ 3,440 千円	5,598～ 4,746 千円	6,391～ 5,106 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		4,411～ 3,213 千円	5,124～ 3,775 千円	6,599～ 4,571 千円	7,377～ 6,311 千円	8,295～ 6,983 千円

区分	計	6級	7級	8級
標準的な職位		課長	部長	事務局長
人員 (割合)		6 人 (5.0%)	1 人 (0.8%)	1 人 (0.8%)
年齢(最高 ～最低)		58～44 歳		
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,708～ 6,268 千円		
年間給与 額(最高～ 最低)		8,776～ 8,266 千円		

注：7級、8級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	188	1 (0.5%)	33 (17.6%)	1 (0.5%)	77 (41.0%)	76 (40.4%)
年齢(最高 ～最低)			62～30		59～32	62～45
所定内給 与年額(最高 ～最低)			5,744～ 4,295		7,229～ 4,559	9,351～ 6,329
年間給与 額(最高～ 最低)			7,580～ 5,608		9,651～ 6,087	12,700～ 8,499

注：1・3級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 65	% 64.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 35.0	% 35.8
	最高～最低	% 45.3～33.7	% 47.1～31.2	% 46.3～32.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 66.7	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 33.3	% 34.7
	最高～最低	% 41.7～33.1	% 38.9～30.6	% 40.2～31.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.4	% 65.1	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.6	% 34.9	% 34.5
	最高～最低	% 48.8～34.4	% 42.0～32.1	% 45.2～33.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 67.0	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 33.0	% 34.5
	最高～最低	% 40.2～33.7	% 37.5～31.2	% 38.8～32.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

96.3

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

108.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

109.0

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 96.3	
	参考	地域勘案 84.4
		学歴勘案 95.2
	地域・学歴勘案 84.1	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 75.1% (国からの財政支出額 8,608,000,000円、 支出予算の総額 11,464,000,000円：平成25年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が50%を超えているところであるが、国家公務員に準拠した給与制度のもと、対公務員指数が 100を下回っており現行の給与水準は適正であると思われる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)	
	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
講ずる措置		

○教育職員(大学教員)

対国家公務員との給与水準の比較指標

107.5

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

○比較対象職員の状況

事務・技術職員

①表(職種別支給状況)の常勤職員 計 119人

119人の平均年齢 43.9歳 平均年間給与額 5,939千円

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,302,219	3,545,245	△ 243,026	(△6.9)	△ 516,397	(△15.6)
退職手当支給額 (B)	388,105	463,005	△ 74,900	(△16.2)	△ 10,333	(△2.7)
非常勤役職員等給与 (C)	794,894	619,212	175,682	(28.4)	306,298	(38.5)
福利厚生費 (D)	551,175	550,310	865	(0.2)	43,933	(8.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,036,393	5,177,772	△ 141,379	(△2.7)	△ 176,499	(△3.5)

※附属明細書「役員及び職員の給与明細」には、本表の非常勤役職員等給与に計上されている派遣職員分8,319,992円及び受託研究費分の176,228,855円は含まれない。

※附属明細書「役員及び職員の給与明細」にて、退職金相当額を運営費交付金で措置する必要のない常勤教職員分については、本表の非常勤役職員等給与に計上している。

総人件費について参考となる事項

- ① 総人件費のうち、「給与、報酬等支給総額」の減6.9%については、平成24年7月1日より施行した特例法に基づく給与減額の影響だと考える。「退職手当支給額」の減16.2%については、昨年に比べ退職者が少なかったことと、平成25年2月28日より施行した退職手当の支給水準の引き下げによる影響だと考える。「非常勤役職員等給与」の増28.4%は、再雇用教員が増加したため。また、「福利厚生費」の増0.2%については、保険料率

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし